

岩手県告示第 851 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営三日堀地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定した。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
花巻市石鳥谷町新堀第 28 地割	82 番 1	田	田	1,591	24
〃	83 番 1	〃	〃	476	196
〃 第 30 地割	35 番	〃	〃	967	13
〃 第 31 地割	34 番	〃	〃	942	270
〃	38 番	〃	〃	3,648	92
〃	39 番	〃	〃	2,897	58
〃	42 番	〃	〃	2,978	145
〃	45 番	〃	〃	798	74
〃 第 32 地割	1 番	〃	〃	2,378	35
〃	11 番	〃	〃	1,334	144
〃	31 番	〃	〃	2,491	36
〃	37 番 3	山林	〃	926	143
〃	40 番 5	田	〃	3,099	212
〃	43 番	〃	〃	2,675	41
〃	45 番 1	〃	〃	276	34
〃	60 番 1	〃	〃	695	45
〃	61 番	〃	〃	1,950	167
〃	75 番 9	〃	〃	606	109
〃	79 番 2	〃	〃	1,102	18
〃	80 番 6	〃	〃	1,539	31
〃	84 番 1	〃	〃	965	14
〃	84 番 2	〃	〃	859	13
〃	89 番 3	〃	〃	2,767	138
〃	89 番 7	〃	〃	1,876	27
〃	96 番 2	〃	〃	2,781	52
〃	98 番 1	〃	〃	3,034	44
〃	98 番 5	〃	〃	3,762	399
〃	99 番 1	〃	〃	1,630	33
〃 第 33 地割	13 番	〃	〃	1,310	65
〃	18 番 1	雑種地	雑種地	91	57
〃	21 番 1	田	田	2,168	32
〃	24 番	〃	〃	1,202	213

〃	25 番	田	田	1,752	173
〃	27 番	〃	〃	2,712	292
〃	30 番	〃	〃	495	74
〃	32 番	〃	〃	2,155	543
〃	33 番 1	雑種地	雑種地	203	138
〃	36 番	田	田	2,099	211
〃	40 番	〃	〃	1,570	216
〃	第 34 地割	25 番	〃	1,248	18
〃	25 番 4	山林	〃	624	229
〃	26 番	田	〃	2,145	219
〃	39 番 2	〃	〃	2,462	127
〃	54 番 8	〃	〃	1,120	229
〃	60 番 4	〃	〃	575	268
〃	63 番 1	〃	〃	863	199
〃	63 番 5	〃	〃	264	34
〃	63 番 13	〃	〃	892	148
〃	64 番 1	〃	〃	1,153	36
〃	64 番 3	〃	〃	846	279
〃	66 番 4	公衆用道路	道路	125	98
〃	67 番 3	田	田	1,001	37
〃	68 番 2	〃	〃	445	189
〃	72 番 1	〃	〃	1,655	137

2 換地を定めない土地の所在等

所在	地番	地目	用途	地積
花巻市石鳥谷町新堀第 34 地割	66 番 2	原野	原野	m <sup>2</sup> 132